

第7節 ビデオグラム録音

著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した映像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除き、ビデオグラムの利用目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 音楽のビデオグラム

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

① 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲あたり利用時間1分までごとに
800円とする。

② 複製使用料

ビデオグラム1個につき、著作物1曲あたり利用時間1分までごとに、次の算式によって算出した額又は3円のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの小売価格} \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物1曲あたり利用時間1分までごとに次の金額とする。

50個まで 350円

50個を超える場合 350円に50個を超える1個につき7円を加算した額

(2) 劇場用映画のビデオグラム

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

① 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲あたり利用時間1分までごとに
800円とする。

② 複製使用料

ビデオグラム 1 個につき、当該ビデオグラムの小売価格(消費税を含まないもの)に $1.75/100$ を乗じて得た額とする。

ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額

(3) ドラマ・アニメのビデオグラム

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

① 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

② 複製使用料

(ア) ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が $60/100$ までの場合

ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 1 円 80 銭のいずれか多い額とする。

$$\begin{array}{l} \text{ビデオグラムの} \\ \text{小売価格} \end{array} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額

- (イ) ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が **60/100** を超える場合
(4) ②に定める額とする。

(4) その他のビデオグラム

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

① 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに **800 円**とする。

② 複製使用料

ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は **2 円**のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの小売価格} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額

2 非商用複製

複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。

50 個まで 110 円

50 個を超える場合 110 円に 50 個を超える 1 個につき 2 円 20 銭を加算した額

ただし、算出した 1 ビデオグラムあたりの使用料が **1,020 円**を下回る場合は、**1,020 円**とする。

(ビデオグラム録音の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又は、それ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的とする複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など（ア）以外の複製をいう。

(ウ) 音楽のビデオグラム

次のビデオグラムをいう。

㊦コンサート、ライブなど専ら音楽を演奏し、又は歌唱している場面の映像が主たる内容となっているビデオグラム

㊧オペラ、ミュージカル、バレエなど物語の展開に合わせて音楽が用いられ、かつ音楽が主体的に利用される内容のビデオグラム（(エ) に該当するものを除く。）

㊨カラオケ歌唱又は演奏を促すことを主たる内容とするビデオグラム

㊩その他、音楽を聞かせることを主たる内容とするビデオグラム

(エ) 劇場用映画のビデオグラム

劇場用映画（映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、映像を連続して固定したものを複製するものをいう（(ウ) の㊦、㊧及び㊩に該当するものを除く。）。

(オ) ドラマ・アニメのビデオグラム

テレビドラマ、アニメーション、演劇など、原作又は脚本に基づき俳優やキャラクターが物語を演じる内容のものをいう（(ウ) 又は(エ) に該当するものを除く。）。

(カ) その他のビデオグラム

(ウ)、(エ) 及び(オ) 以外のビデオグラムをいう。

(キ) 総再生時間

ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。

(ク) 著作物の合計利用時間

ビデオグラムに収録されている著作物の利用時間を合計し、その時間の1分未満を切上げたものをいう。

(ケ) 著作物の累計利用時間

ビデオグラムに収録されている各著作物につき、それぞれ利用時間の1分未満を切上げたうえ累計したものをいう。

(使用料計算の特例)

- ② 既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。
- ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、詞又は曲の利用の態様ごとにその利用時間を合算して算出した額とする。この場合においては、その合算した利用時間を用いて著作物の累計利用時間を算出する。
- ④ 外国作品について、委託者が基本使用料の額を指定したときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。
- ⑤ 平成28年9月30日までの許諾に係るビデオグラム（ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60/100までのものであり、品番や小売価格に変更のないものに限る。）を複製する場合の使用料については、1(2)を適用する。

(本規定により難い場合の使用料)

- ⑥ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。